

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第159号

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条中「センターの」を「京都市健康増進センター（以下「センター」という。）の」に改め、「健康度測定」の右に「(健康状態を把握するための検査をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第1条とする。

第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「上限額」を「上限額等」に改め、同条中「別表の」を「別表第1の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第8条第1項に規定する別に定める手数料は、別表第2のとおりとする。

第7条を第6条とする。

第8条各号列記以外の部分中「第8条ただし書」を「第9条ただし書」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「第2条」を「第1条」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「利用料金の」を削り、同条中「第9条」を「第10条第1項」に、「第13条」を「第14条」に改め、同条に次の2項を加える。

2 条例第10条第2項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請の理由が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、手数料を減額

し、又は免除することがある。

(1) 生活困窮のため手数料の全部又は一部を納入することが困難であると認められるとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

第9条を第8条とする。

第10条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第9条とする。

別表中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

区 分		単 位	金 額
文 書 料	簡 易 な 証 明 書	1 通	420 ^円
	普通 の 診 断 書 又 は 証 明 書		1,400
	特殊 な 診 断 書 又 は 証 明 書		2,800
そ の 他		実 費 に 相 当 す る 額	

備考1 「簡易な証明書」とは、医療費の支払額に係る証明書その他これに類する証明書をいう。

2 「普通の診断書又は証明書」とは、簡易な証明書及び特殊な診断書又は証明書以外の診断書又は証明書をいう。

3 「特殊な診断書又は証明書」とは、既往症、治療経過又は診断の詳細に係る診断書又は証明書その他これらに類する診断書又は証明書をいう。

別記様式中「第4条関係」を「第3条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)